(別紙１)

松山市駅前広場道路景観設計業務委託　特記仕様書

１．業務目的

本業務は、松山市駅前広場改変の実施にあたり、広場の景観及び関連道路の詳細検討・設計を行うものである。

２．業務対象範囲

本業務は、松山市駅前広場及び関連道路を対象とする。

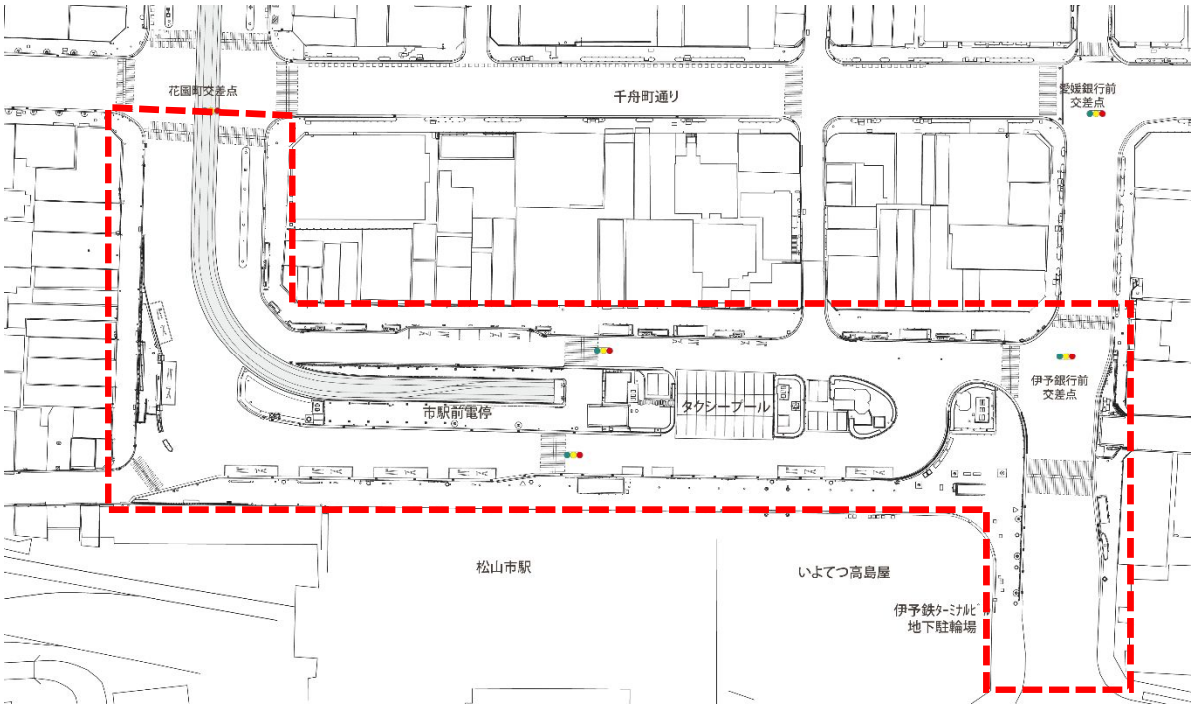

３．業務内容

〇設計業務

（１）計画準備

本業務を遂行していく上での技術的方針や作業スケジュール、実施体制等の検討を行い業務全体の計画を立案するとともに業務計画書を作成する。

（２）駅前広場基盤施設詳細検討・設計

１）設計計画

市駅前広場基本設計及び関連事業の内容等を踏まえ、設計計画を検討する。現地状況について現地踏査による把握を行い、空間改変に伴う現地支障物の整理を行う。

２）道路詳細検討・設計

過年度業務（基本設計）にて検討した、平面図、縦横断面図に基づき、駅前広場全体の基盤造成高さの設定を行い、基盤設計平面図・造成縦横断図を作成する。平面図の作成にあたり、車両軌跡にも留意して詳細な検討を実施する。

また、排水設計では、排水構造の比較検討等により構造を決定するとともに、排水計算に基づく必要断面を決定するものとする。

その他、道路設計として、舗装設計、道路付属構造物、小構造物、仮設構造物等の設計を実施し、設計図（各種平面計画図、割付図、縦断図、標準断面図、横断図、詳細図等）の作成、各工種別数量計算、照査を行う。

３）交差点詳細検討・設計

銀天街前交差点及び花園町交差点の２交差点を対象に交差点詳細設計を行う。

平面・縦断設計、横断設計、交差点容量・路面表示、小構造物設計、用排水設計、設計図の作成、関係機関との協議資料作成、数量計算、照査を行う。

なお、交差点改良に伴う道路法第 95 条の 2 第 1 項協議（公安委員会への意見照会）についても本業務にて実施するものとする。

４）道路標識の見直し検討

市駅前広場の改変により必要となる道路標識の内容及び箇所の変更案について、交通管理者と協議・調整を行いながら整理する。

（３）駅前広場修景施設等詳細検討・設計

１）施設配置計画の策定

過年度業務（基本設計）を踏まえて、溜まり空間、緑地空間、シェルター配置、サイン及び視覚障害者誘導ブロック、バス乗り場前の待合空間について、沿道地区との協議・調整を踏まえた詳細な配置計画の検討・策定を行う。

なお、道路空間を臨時活用（イベント、ライトアップ、オープンカフェ等）する際に必要となる電源や給排水等の取出し設備、処理方法、配置についての検討を行う。

２）広場空間の景観デザイン詳細設計

基本設計及び１）施設配置計画の策定結果に基づき、対象地区における舗装及び植栽等の景観検討、並びに詳細設計を行うとともに、溜まり空間、緑地空間等について、当該地に相応しい景観検討及び詳細設計を行う。

なお、検討にあたっては、整備対象箇所における検討模型（1/100を想定）を作成する。

また、舗装材に関しては、歩きやすさ、色味及び質感などを検証するため、現地での見試しを行うものとする。

３）施設の詳細設計

照明（駅前広場内の歩車道照明の他、滞留空間、緑地空間等の照明含む）、防護柵、車止め、案内サイン（デジタルサイネージ含む）、地下街の昇降設備や階段の美装化等の施設について、当地に相応しいオリジナルデザインを検討するとともに、詳細設計を行う。

なお、照明については、初期費、ライフサイクルコスト等の維持管理経費を勘案し、広く調達・管理が可能なものとする。また、明るさ、色味などを検証するため、現地での見試しを行うものとする。併せて、照明設計に際しては、照度分布図の作成により、必要照度が確保される設計とすること。

〇設計業務（建築）

（４）駅前広場修景施設等詳細検討・設計

１）地下街関連詳細設計

広場の改変に際して存置される地下街関連施設（出入口、搬出入口等）について、新たに設置する出入口ゲートについて、関係者と協議・調整の上、詳細設計を行い、本設計において工事発注に必要となる図面・数量を作成する。

２）設備の詳細設計

照明施設設計のための電力供給のための設備詳細設計として、電気引き込みに関する関係者協議を実施の上、駅前広場改変に伴い必要となる電気容量を算出し、分電盤の設計及び配線結線図の作成を行うものとする。また、電圧降下計算に基づき、必要となる配管・配線の規格を設定のうえ、電気設備の実施設計図書（図面・数量計算書）をとりまとめる。

給水設備設計として、植栽用散水やイベント用散水に関する必要水量を算出のうえ、損失水頭計算に基づき、給水設備の実施設計図書（図面・数量計算書）をとりまとめる。なお、植栽用散水は、散水栓による給水方法を基本とするが、施設管理者との協議により、設置基数、引き込み位置、口径等の設計条件を決定するものとする。

（５）道路内建築物基本・実施設計

市駅前広場基本設計の検討内容を踏まえ、景観デザイン詳細設計との整合を図りながら、駅前広場内に整備する建築物の基本・実施設計を行う。設計対象は以下の通りとする。なお、設計対象施設は、道路内建築物となることから、建築基準法第44条に基づく路内許可を受けるとともに、本業務において計画通知の受理を受けるものとする。

また、本設計において工事発注に必要となる図面・数量を作成し、建築工事発注となる積算支援を実施するものとする。

・中央シェルター	A=600㎡
・バスシェルターA	A=423㎡
・バスシェルターB	A=48㎡
・バスシェルターC	A=72㎡
・タクシーシェルター	A=69㎡
・一般車用シェルター	A=59㎡

・身障者乗降場用シェルター　　A=35㎡
・バス待合等の小建築（待合所部）　A=49㎡
・バス待合所の小建築（屋根のみ）　A=99㎡

〇測量業務

（６）現地測量

現地測量は、トータルステーションを用いて行うことを原則とし、地形、地物等を測定し、数値地形図データを作成する。等高線間隔は、主曲線 1m、計曲線 5m とする。測量の範囲は、地形の状況に応じて監督員の指示により増減する場合がある。

（７）路線測量

１）現地踏査

現地踏査にあたっては、事前に空中写真、平面図、地形図、地質図等の既存の資料収集を行い、現地の特性を把握するものとする。対象区域のみならず関連のある場合は区域外であっても十分な踏査を行わなければならない。

２）中心線測量

中心線には、基点から 20m ごとに測点杭、ＢＣ（円曲線始点）、ＥＣ（円曲線終点）等に役杭及び地形の急変する箇所にプラス杭を設けるものとする。（測点杭、役杭、プラス杭を設置した点を以下「測点」という。）杭は動かないように十分固定しておかなければならない。地形等の状況により、杭を剛点の位置に設置できない場合は、その位置を明らかにする控え杭を設けるものとする。

３）縦断測量

標高を必要としない場合は、監督員の指示により仮水準点を設定して行うものとする。観測箇所は、概略線形の中心線、主要地形、地物等の重要箇所及び監督員の指示した点とする。

４）横断測量

横断測量は、測点ごとにトランシット及びレベルを用いて行うことを原則とする。測量の範囲及び箇所は、地形の状況に応じて監督員の指示により増減する場合がある。横断測量は、測量幅 45m 未満とし、測点の位置で中心線の接線に対して直角方向の地形、地物の変化点の位置及びその高さを測定するものとする。

〇設計業務

（８）概算工事費算出

本設計対象項目に対して、発注区分（土木または建築）を協議のうえ、設計内容に基づく概算工事費算出を行う。工事諸経費については、発注者との協議により決定するものとする。

（９）打合せ

業務着手時、中間 5 回、成果品納入時の計 7 回の打合せを実施するものとし、業務着手時及び成果品納入時には原則管理技術者が立ち会うものとする。

なお、業務の遂行上、別途協議が必要と判断された場合は、発注者との協議により随時打合せの場を設けるものとする。

（１０）報告書作成

本業務での検討内容や結果等について、報告書としてとりまとめを行う。

４．成果品

納品する成果品とその部数は次のとおりとする。

１）報告書（電子成果品）　・・・　１部
２）報告書（A4 版簡易製本・紙成果物）　・・・　１部
３）実施設計図書（図面数量※図面は A3 縮小版）　・・・１部
４）完成イメージパース（俯瞰図、A3）　・・・１式
５）当該業務で作成した各種資料・データ　・・・　１式

電子成果品は、PDF ファイル及びオリジナルファイル（PDF に変換前のデータ）とする。電子成果品は、１枚の CD-R 又は DVD-R にすべての電子データを格納する。ただし、１枚に格納できない場合は、監督員と協議の上、複数枚での納品も可能とする。

電子媒体の表面には、「発注年度」、「業務名」、「完了年月」、「発注機関名」、「受注者名」、「何枚目/全体枚数」、「ウィルスチェックに関する情報」を直接印刷するか、又は、記載したラベルシールを全面貼付けする。

ウィルス対策ソフトは、信頼性の高いもので、最新のデータに更新したものを利用し、ウィルスチェックを行う。

受注者は、納品後３年以内に電子媒体の読み取りが不可能となった場合は、無償で再納品を行うものとする。

第５章　その他

５－１　資料貸与

１）受注者は、発注者から委託業務を行うために必要な情報が記録された資料等（複製したものを含む。以下「貸与資料等」という。）の提供を受ける場合は、発注者に対し申請書を提出する。
２）受注者は、前項の貸与資料等を発注者が指定する場所以外へ持ち出してはならない。ただし、あらかじめ書面による承認を受けた場合は、この限りではない。
３）受注者は、業務を行ううえで不要となったとき及びこの契約の終了後又は解除後若しくは発注者から要求があったときにおいて、貸与資料等を速やかに発注者に返却又は破棄もしくは消去し、その結果を書面により発注者に報告する。
４）前各項の規定は、他者に業務の処理を委託し、又は請け負わせた場合に準用する。

５－２　機密の保持

1）受注者は個人情報保護法や関連法規及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守し、貸与資料等及び業務の遂行上知り得た情報（業務を実施するうえで、発注者を通じて知り得た第３者の情報を含む。）を他人に漏らし、又は業務以外の目的に使用してはならない。

2）受注者は、他の者に委託業務の処理を委託し、又は請け負わせたときは、当該業務を受託するものに対し、前項に規定する事項の遵守を義務付けなければならない。

3）上記各項目の規定に違反し、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。

4）上記各項目の規定は、この契約の履行を完了した後もその効力を有する。

５－３　過年度調査

業務対象地域において、過年度に行っている主な調査・検討の内容は以下のとおりとする。

1）松山市駅前広場空間改変基本設計業務委託（平成 26 年 2 月）

【空間改変検討】

・交通実態及び市駅周辺の現状の把握と課題の整理

・施設レイアウトの検討とミクロ交通流シミュレーションによる交通状況の分析

・駅前広場の基本デザインとシェルター等の基本検討

・空間評価と歩行者導線解析のまとめと今後の課題

【乗継円滑化基本計画検討】

・現状の把握と整理

・基本方針の検討

・施設の段階整備の検討

2）花園通り等駐輪実態調査業務委託（平成 27 年 2 月）

3）松山市駅周辺地区における公共空間のあり方検討業務委託（平成 29 年 2 月）

・市駅前空間のコンセプトや将来イメージを図化し配置図案を作成

・配置図案の評価（空間評価・交通分析・交通結節機能評価・総合評価）

4）松山市駅前広場整備基本計画策定業務委託（平成 30 年 2 月）

・基本条件の整理、駅前広場施設配置計画、交通影響分析、景観デザインコードの検討、基本計画の作成

5）松山市駅前広場改変に伴う交通実態調査業務委託（令和元年 5 月）

・交通実態調査

6）松山市駅前広場周辺交通実態調査分析業務委託（令和 2 年 7 月）

・交通実態調査及びミクロ交通流シミュレーション、生活行動調査、社会実験の計画検討、駐輪場関連調査・計画検討

7）松山市駅前広場整備基本設計及び社会実験業務委託（令和 4 年 2 月）

・基本設計

・社会実験

広場整備レイアウト（案）

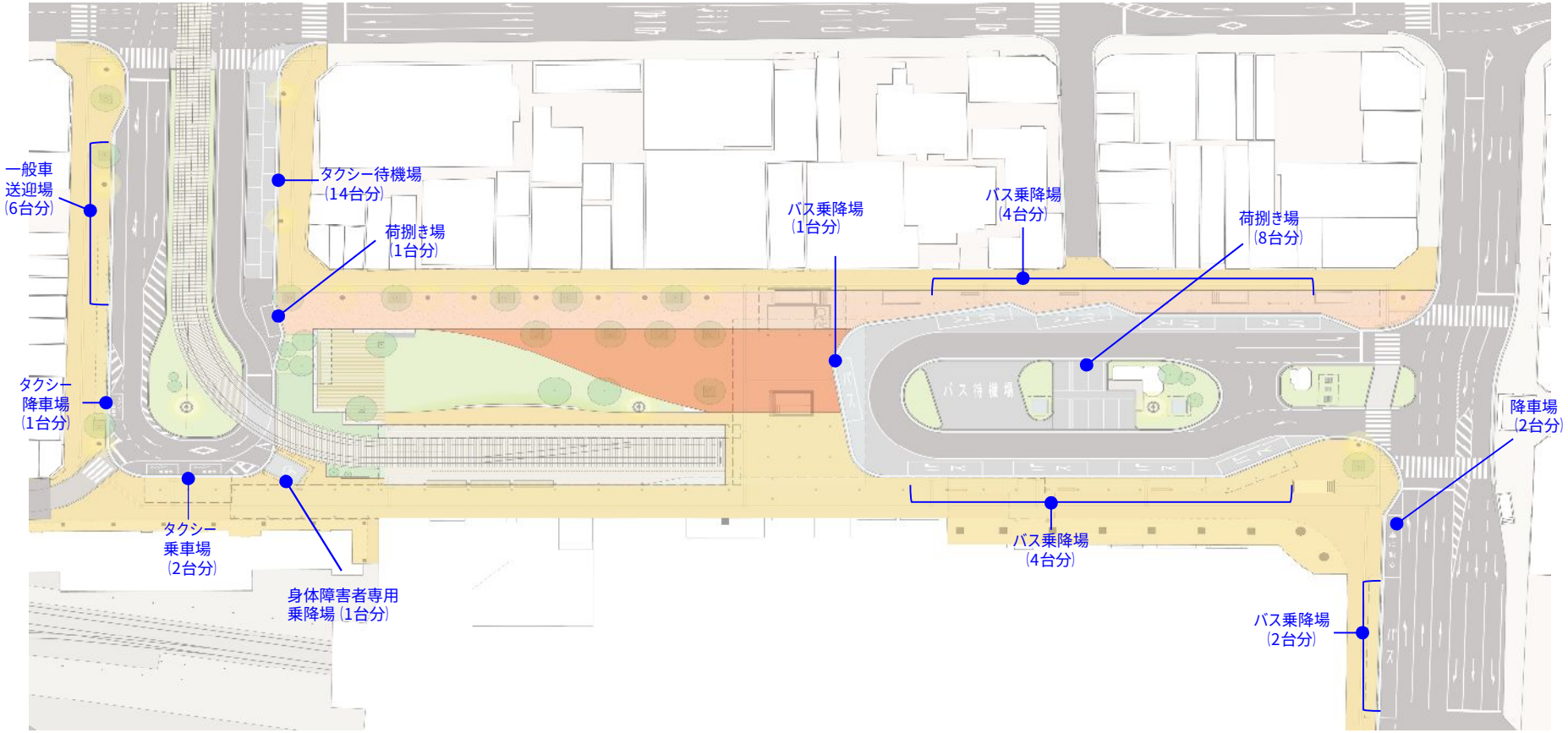
一般車
送迎場
（6台分）
タクシー待機場
（14台分）
荷捌き場
（1台分）
バス乗降場
（1台分）
バス乗降場
（4台分）
荷捌き場
（8台分）
タクシー
降車場
（1台分）
降車場
（2台分）
タクシー
乗車場
（2台分）
身体障害者専用
乗降場（1台分）
バス乗降場
（4台分）
バス乗降場
（2台分）

広場整備　シェルター等配置図（案）

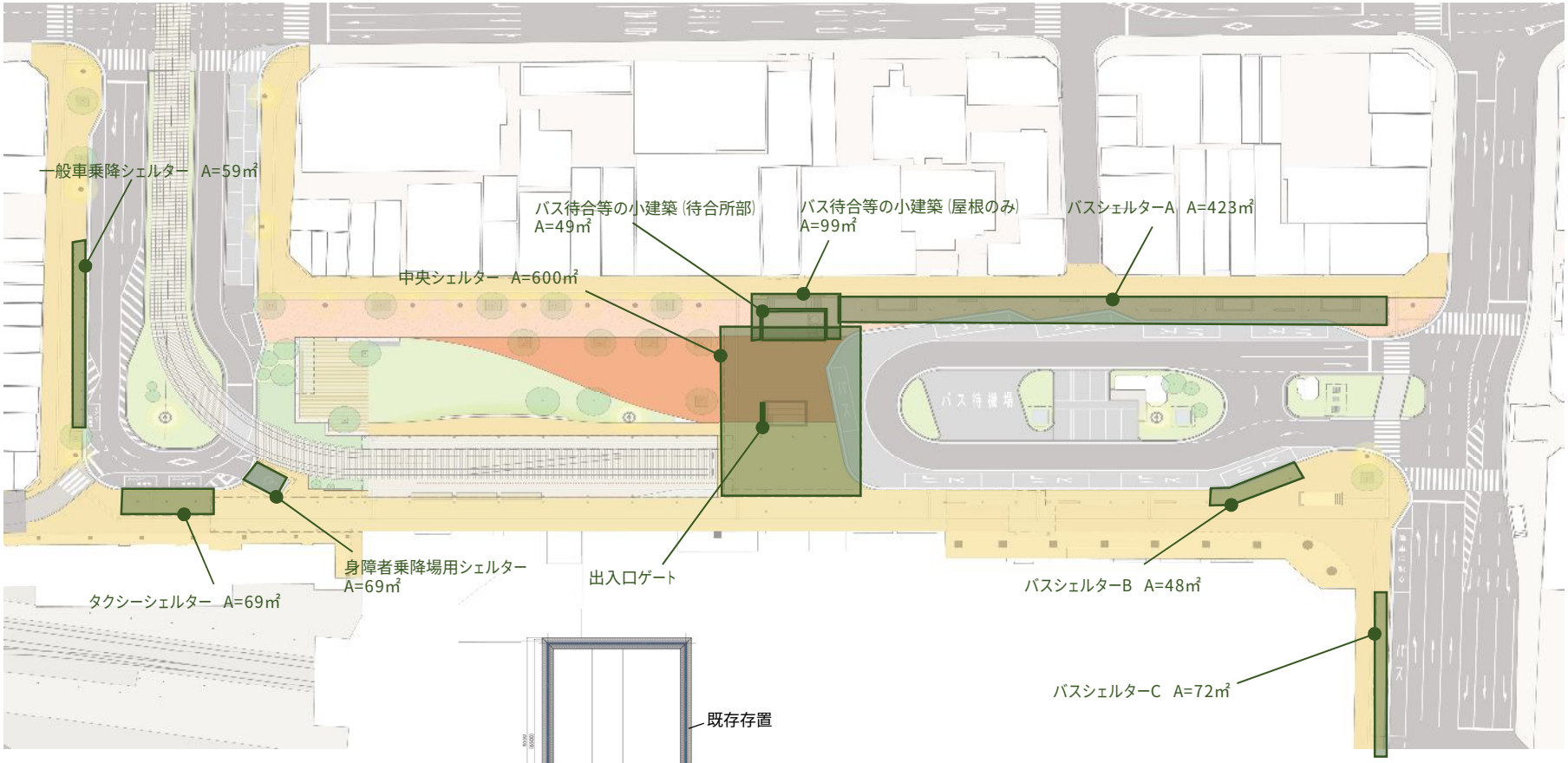

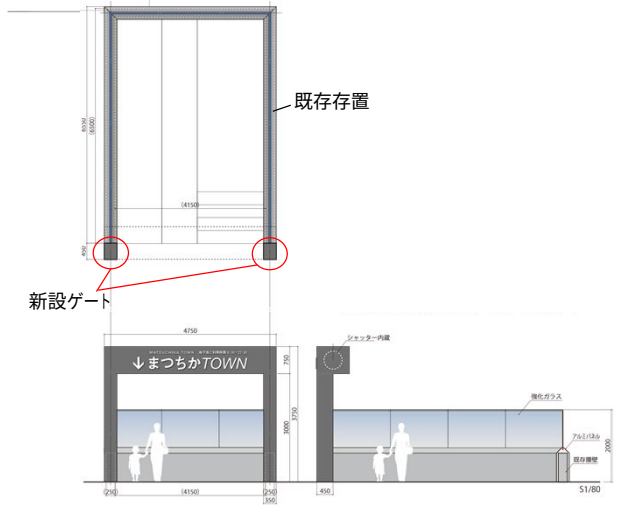

出入口ゲート（案）

ー 特 記 仕 様 書 ー

履 行 条 件 明 示 書

件名	松山市駅前広場道路景観設計業務委託

本業務の履行に当たっては、松山市が定める以下の共通仕様書に基づき実施するものとする。

なお、共通仕様書については、松山市ホームページから最新版をダウンロードすること。

明示事項	適用の有無		内　　容	
共通仕様書の適用	有	無		
	◉	○	設計業務等共通仕様書	令和３年７月
	◉	○	公共建築設計業務共通仕様書	令和３年７月
	◉	○	測量業務共通仕様書	令和３年７月
	○	◉	地質・土質調査業務共通仕様書	令和３年７月
	○	◉	土木工事監理業務共通仕様書	令和３年７月
	○	◉	建築工事監理業務共通仕様書	令和３年７月

松山市設計業務等設計変更ガイドラインに基づき、以下のとおり追加仕様・履行条件を明示する。

明示事項	追加仕様の有無		内　　容
１　業務の着手	有	無	
(１) 着手時期	○	◉	
(２)影響を受ける他の業務	○	◉	他の業務名： 発注者　　： 制約内容　： 他の業務名： 発注者　　： 制約内容　： 他の業務名： 発注者　　： 制約内容　：
(３) 履行期間	◉	○	休日等には、日曜日・祝日、年末年始休暇の他、業務期間内の全土曜日を含んでいる。
２　管理技術者	有	無	
(１) 資格要件	◉	○	募集要領のとおり

3　照査技術者	有	無	
（1）資格要件	◉	○	募集要領のとおり
（2）照査計画	◉	○	下記段階毎に照査を実施すること。
			基本条件決定時、細部条件・構造細目決定時、成果物納品時
4　打合せ等	有	無	
（1）打合せ回数	◉	○	業務着手時及び設計図書で定める区切りにおける打合せは、下記７回を予定している。
			１）業務着手時
			２）中間打合せ（５回）
			３）成果物納入時
（2）関係機関との打合せ協議	○	◉	
5　業務計画書	有	無	
（1）変更業務計画書	◉	○	下記以外については、変更業務計画書を提出すること。
			１）業務数量のみ変更する場合
			２）業務の工期のみ変更する場合で、契約書第3条第3項に基づく、業務工程表を提出した場合
6　資料の貸与及び返却	有	無	
（1）貸与する関係資料	◉	○	特記仕様書に記載されている「過年度調査」を貸与可。
7　貸与品等	有	無	
（1）複写	◉	○	貸与する関係資料は、守秘義務があるため、管理を厳重とするほか、複写する際には監督員の承諾を得なければならない。
8　関係官公庁への手続き等	有	無	
（1）関係官公庁等	○	◉	
9　地元関係者との交渉等	有	無	
（1）地元関係者への説明・交渉等	○	◉	

１０　土地への立入等	有	無	
	○	◉	
１１　成果品の提出	有	無	
（１）成果品	◉	○	成果物には、共通仕様書に記載のほか、当該業務の履行（実施）工程表を作成すること。なお、履行（実施）工程表は、当該業務の最終変更工程表と対比して記載すること。
（２）成果物の部分引渡し	○	◉	
１２　再委託	有	無	
（１）主たる部分	○	◉	
（２）簡易な業務	○	◉	
１３　成果品の使用等	有	無	
	○	◉	
１４　安全等の確保	有	無	
	○	◉	
１５　履行報告	有	無	
（１）履行報告の提出	○	◉	
１６　屋外で作業を行う時期及び時間の変更	有	無	
（１）期日及び時間	○	◉	
１７　積算基準	有	無	
	◉	○	業務委託費（測量業務）の積算は、「設計業務等標準積算基準　令和３年７月　愛媛県土木部」に基づき実施している。 設計業務、設計業務（建築）の積算は、見積結果に基づき実施している。

１８　その他	有	無	
（１）履行条件	○	◉	
（２）履行条件	○	◉	
（３）履行条件	○	◉	

１９　特記事項

（１）共通事項

１）	技能労働者等への適切な賃金水準の確保について	松山市ホームページ－総務部技術管理課－各種仕様書等から最新版を入手（ダウンロード）すること。

（２）業務の種類に応じて対象とする特記仕様書 ※松山市ホームページ－総務部技術管理課－各種仕様書等から最新版を入手（ダウンロード）すること。			対象　：☑ 対象外：☐
１）	数量計算に関する特記仕様書	数量表を、国土交通省の土木工事数量算出要領(案)等に基づいて作成する業務	☑
２）	構造物取壊し工等の数量算出に関する特記仕様書	構造物取壊し等の数量を算出する業務	☑
３）	土木詳細設計業務における照査の実施に関する特記仕様書	確認マーク等で確認結果を示し、間違いの修正を行うための照査を実施する業務	☑
４）	松山市土木設計業務等の電子納品に関する特記仕様書	各業務段階の最終結果を電子データで納品する業務	☑

（３）各業務で定める特記仕様書

１）		
２）		
３）		
４）		
５）		
６）		
７）		
８）		
９）		
１０）		
１１）		
１２）		
１３）		
１４）		
１５）		